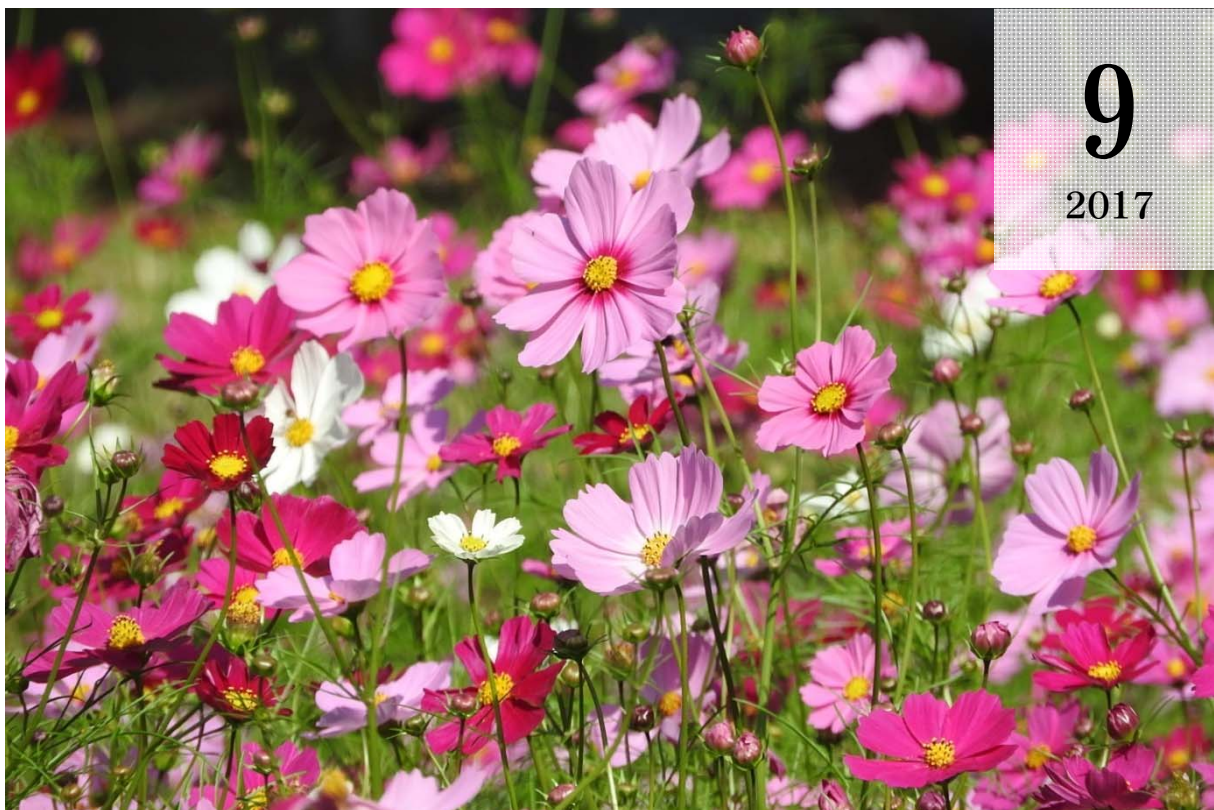


TFS国際税理士法人 News Letter

9月1日の日本経済新聞一面は、『公務員定年65歳に～2019年度から段階的に延長』という紙面でした。少子高齢化が加速するなか、労働人口の確保が大きな目的とのことですが…やはり働く人にとって、安心できる「ワークライフサイクル」を提供し続けるのも、企業の大きな社会的使命だと思うのです。当社も既に、本人の意向に基づかない一律の「定年制」ではなく、本人の意向に基づく「引退制」を採用しています。涼しい風とともに、季節の移り変わりを感じる秋の夜長。。。幸せな「ワークライフバランス」を保てる環境づくりに、想いを馳せてみたいものですね。



JSKグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com



フリマアプリでの売買、それは申告すべきもの？

インターネットを利用した購買（以下、ネットショッピング）は、総務省の平成27年版情報通信白書によれば、全世代平均72.2%と、身近な購入手段の一つといえます。

特に最近、手軽さで利用が増加している、スマートフォンのアプリケーションを利用したオークション（以下、フリマアプリ）により、これまでのオークションサイトよりも多くの個人が出品し、お金を得ているようです。それではこのような個人がフリマアプリで物を売った場合は、申告をすべきでしょうか。

個人が物を売って儲けたとき

個人が物を売って儲けたときには、基本的に国税として「所得税」がかかります。ただし、日常生活で使用していた家具や什器、衣服や通勤用の自動車などを売った場合は、基本的に“生活用動産の譲渡”として「所得税」はかかりません。しかし、日常生活で使用していたとしても、それが貴金属や宝石などであり、かつ、1個（組）あたりの売値が30万円を超える場合には“譲渡所得”として「所得税」がかかります。これらについて、いくつかケースを挙げて考えてみましょう。

ケース1

サラリーマンが通勤用バッグとして自ら使用していたブランドバッグを売ったとき

ケース2

主婦が日常生活で使用していたダイヤモンドのネックレス（チェーン部分はプラチナ）を売ったとき

ケース3

個人事業主が日常生活で使用していた腕時計を売ったとき

○ケース1の場合

通勤用バッグとして使用していた、とのことですから、基本的には生活用動産の譲渡として、所得税はかかりません。ただし、そのブランドバッグが宝飾品として認められるもので、かつ、売値が30万円を超えたときには、“譲渡所得”として所得税がかかる可能性も考えられます。

なお、たとえこのケースで所得税がかかったとしても、サラリーマンの場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が年間20万円を超えない等、一定の場合には所得税の確定申告をしなくてもよい制度があります。

○ケース2の場合

たとえ自ら使用していたとしても、売った物がダイヤモンドのネックレスですから、宝石・貴金属に該当し、かつ、売値が30万円を超えていれば、“譲渡所得”として、所得税がかかります。この場合の譲渡所得は、総合課税の譲渡所得です。所得金額は、売値から取得費や譲渡費用を差し引いた上で、最高50万円まで控除してもらえます。その上、宝石を所有していた期間が5年を超えていれば、課税対象となるのはその半分です。

○ケース3の場合

日常生活で使用していた腕時計は、基本的に生活用動産として所得税はかかりません。ただし、ケース1と同様に、その腕時計が宝飾品として認められる場合で、かつ、売値が30万円を超えた場合は、“譲渡所得”として所得税がかかる可能性も考えられます。この場合、ケース3は個人事業主であるため、ケース1とは違い、確定申告をしなくてもよい制度はありません。

なお、個人事業主が取得価額10万円未満の事業用減価償却資産を売った場合、所得の種類は譲渡所得ではなく、事業所得又は雑所得となります。申告漏れとならないように、ご注意ください。



10年後はAIを活用した調査選定が 当たり前に？

先日、10年後を想定した「税務行政の未来像」が国税庁より公表されました。そこには、近年成長著しい情報通信技術（Information and Communication Technology：ICT）や、人工知能（Artificial Intelligence：AI）の技術を積極的に用いて国税庁の使命を果たしていくことが示されていました。そこで今回は、税務行政のどのような面でこれらを用いることが考えられているか、ご紹介します。

使命を実現するために

国税は、基本的に納税者自身が所得を計算して申告を行い納税する「申告納税制度」を採用しています。つまり、納税者側に申告納税の事務を託していることから、国税の徴収事務を担う国税庁の最大のミッション（使命）は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことにあります。

この使命を実現するために、国税庁はいくつか任務を掲げていますが、そのうちの1つに『適正かつ公平な賦課及び徴収の実現』があり、この実現のために、納税環境の整備や、適正・公平な税務行政の推進が掲げられています。

ここでの“納税環境の整備”とは、申告をするための情報提供や納税等のための利便性向上を指します。「税務行政の未来像」では、これらへのAI等の利用が想定されていました。

また、“適正・公平な税務行政の推進”とは、申告や納税を逃れることのないようにすることを指します。これらについて「税務行政の未来像」の中で、将来像として次の3つの項目が挙げられていました。

- (1) 申告内容の自動チェック
- (2) 軽微な誤りのオフサイト処理
- (3) 調査・徴収でのAI活用

特に、(3)の調査・徴収でのAI活用については、具体的に次の項目が列挙されていました。

- ・精緻な調査必要度判定、納税者への最適な接触方法と要調査項目の提示
- ・納付能力の判定、優先着手滞納事案の選定及び滞納状況等に応じた滞納整理方針の提示
- ・滞納者情報と国内外の財産情報等との自動マッチングによる差押財産等の迅速な把握

最適配分と重点的な課題への取組

このようにAI等を活用して税務行政を効率化することで、人員を最適配分することができます。そのことにより、『適正かつ公平な賦課及び徴収の実現』をするための“重点的な課題”への取組強化を図ることが可能となります。この場合の“重点的な課題”とは、国際的租税回避・富裕層・大口悪質事案への対応です。

なお、毎年税務行政の取組内容が「国税庁レポート」として公表されています。最新の2017年版には、“重点的な課題”に関連して次の調査事例が公表されていました。ご参考ください。

海外資産等の申告除外

- 租税条約に基づく情報交換制度を活用し、海外の金融機関に保有する金融商品から運用益を得ているにもかかわらず、申告していなかった事実を把握

消費税

- 消費税課税事業者にならないように、意図的に収入金額を少なく申告していた事実を把握

無申告

- 会社員が副業のネット販売について申告していなかった事実を把握



仕事と育児の両立を 支援する助成金制度

仕事と育児の両立は近年、注目を浴び続けているテーマであり、政府も育児・介護休業法を改正し支援を行っています。また、この他にも各種助成金制度が設けられており、企業に積極的な取組を促しています。そこで、今回は育児・介護関連の助成金である両立支援助成金のうち、育児に関する支援として3つのコースを確認しておきましょう。



出生時両立支援コース

出生時両立支援コースは、男性従業員が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取組み、一定期間の連続した育児休業を取得した場合に助成金が支給されるものです。対象となる育児休業は、子の出生後8週間以内に開始するものであり、中小企業は連続5日以上、大企業は連続14日以上取得が必要です。

助成金額は、1人目の育児休業取得者に対し中小企業57万円、大企業28.5万円、2人目に対し中小企業・大企業ともに14.25万円です。

育児休業等支援コース

育児休業等支援コースは、育児休業の円滑な取得と職場復帰を目指すものであり、育児休業を取得する従業員に対し、「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って育児休業を取得し、職場復帰させた場合に助成金が支給されます。

この助成金は中小企業のみが対象であり、育児休業取得時に28.5万円、職場復帰時に28.5万円、さらに育児休業期間中に育児休業

取得者の職場支援の取組をした場合に、職場復帰時に加算する形で19万円の助成金額が支給されます。1企業に対し2名の対象者まで支給されますが、その内訳は無期雇用従業員1名、有期雇用従業員1名となっています。

また、この他にも育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合に支給されるものもあります。対象になる育児休業は3ヶ月以上のものであり、代替要員は派遣社員でもよいとされています。

再雇用者評価処遇コース

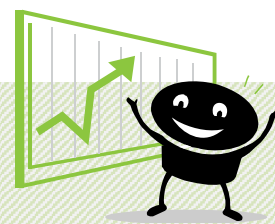
再雇用者評価処遇コースは、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した従業員が、再度就業ができるようになったときに復職（再雇用）ができ、その際、適切に評価され、配置・処遇が行われる再雇用制度を導入し、実際に対象となる人が発生した場合に、助成金が支給されます。

再雇用者5人までが対象になりますが、再雇用者1人目は中小企業38万円、大企業28.5万円が支給され、2～5人目は中小企業28.5万円、大企業19万円が支給されます。

ここで挙げた助成金額は基本支給部分であり、別途設けられている生産性要件の基準を満たした場合には、助成金額が加算されることになっています。今回取り上げた助成金については、対象者が発生する場合には比較的活用しやすいものと思われます。申請を検討される場合には、事前に詳細な情報を厚生労働省のホームページ等で入手するとよいでしょう。



国内事業所数は減少するも 従業者数は増加



平成29年5月31日に、平成28年経済センサス活動調査の速報（※）が発表されました。ここではその結果から、産業分類別に事業所数と従業者数の推移をみていきます。

事業所数は2.5%の減少に

28年の全国の実業所数は562万事業所で、24年に比べて2.5%の減少になりました。

業種別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業と医療、福祉が10%以上の増加となりました。28年に事業所数が増加した業種は17業種中6業種で、その他の11業種は減少する結果になりました。

特に鉱業、採石業、砂利採取業は10%以上の減少に、事業所数の多い製造業や建設業も5%以上の減少になっています。

従業者数は2.9%の増加に

28年の全国の実業者数は5744万人で、24年に比べて2.9%の増加になりました。業種別にみると、10業種が増加、中でも複合サービス事業と医療、福祉が20%以上の増加になりました。減少した7業種の中では、生活関連サービス業、娯楽業の-5.0%がもっとも減少幅が大きくなりました。

全体では、医療、福祉の実業所数、従業者数の増加率の高さが目立つ結果になりました。

産業大分類別事業所数従業者数の推移（事業所、人、%）

	事業所数				従業者数			
	24年	28年	増減率	全体に占める割合	24年	28年	増減率	全体に占める割合
総事業所数（事業内容等不詳を含む）	5,768,489	5,622,238	-2.5	-	-	-	-	-
合計	5,453,635	5,359,975	-1.7	100.0	55,837,252	57,439,652	2.9	100.0
農林漁業（個人経営を除く）	30,717	32,675	6.4	0.6	356,215	366,949	3.0	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	2,286	1,957	-14.4	0.0	21,427	21,269	-0.7	0.0
建設業	525,457	495,608	-5.7	9.2	3,876,621	3,728,873	-3.8	6.5
製造業	493,380	453,810	-8.0	8.5	9,247,717	8,925,749	-3.5	15.5
電気・ガス・熱供給・水道業	3,935	4,874	23.9	0.1	201,426	194,036	-3.7	0.3
情報通信業	67,204	64,527	-4.0	1.2	1,627,310	1,663,836	2.2	2.9
運輸業、郵便業	135,468	131,213	-3.1	2.4	3,301,682	3,235,442	-2.0	5.6
卸売業、小売業	1,405,021	1,357,030	-3.4	25.3	11,746,468	12,012,080	2.3	20.9
金融業、保険業	88,831	84,330	-5.1	1.6	1,589,449	1,530,071	-3.7	2.7
不動産業、物品賃貸業	379,719	355,102	-6.5	6.6	1,473,840	1,479,307	0.4	2.6
学術研究、専門・技術サービス業	219,470	221,414	0.9	4.1	1,663,790	1,815,209	9.1	3.2
宿泊業、飲食サービス業	711,733	701,241	-1.5	13.1	5,420,832	5,460,685	0.7	9.5
生活関連サービス業、娯楽業	480,617	470,744	-2.1	8.8	2,545,797	2,419,128	-5.0	4.2
教育、学習支援業	161,287	166,415	3.2	3.1	1,721,559	1,824,961	6.0	3.2
医療、福祉	358,997	430,265	19.9	8.0	6,178,938	7,419,831	20.1	12.9
複合サービス事業	33,357	33,872	1.5	0.6	342,426	480,172	40.2	0.8
サービス業（他に分類されないもの）	356,156	354,898	-0.4	6.6	4,521,755	4,862,054	7.5	8.5

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査（速報）結果の概要」より作成

（※）総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査（速報）結果の概要」

一部の事業所を除く国内全ての事業所・企業を対象に行った調査です。経営組織・従業者数等の経理事項以外の事項は、28年6月1日現在の数値になっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170531006/20170531006.html>



民法改正の概要

平成29年6月2日に、「民法の一部を改正する法律」が公布されました。今回の改正は、約120年ぶりに債権部分を抜本的に見直すものであるといわれています。ここでは、主な改正の概要についてご紹介します。



消滅時効の期間の統一化

現行民法では、職業別に時効の管理をする必要がありました。例えば、生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権は、2年間行使しないときは、消滅するとされていました。

今回の改正により、「5年間」又は「10年間」の管理をすれば足りるようになります。

実務的には、約定の支払期限が「債権者が権利を行使することができることを知ったとき」に該当することが多いので、そこから「5年間」回収に向けた法的手段を取らずに債権者が債権を放置すると、時効消滅のリスクが発生します。

法定利率を変動させるための規定

今回の改正により、法定利率が年5%から年3%になり、最初に設定された年3%も、3年ごとに短期貸付けの平均利率等を考慮し変動することになります。なお、商事法定利率年6%の規定も、民法改正法の施行とともに削除されます。

保証人保護を図るための保証債務に関する規定

現行民法では、保証契約は書面による必要があるものの、公正証書による必要はありませんでした。今回の改正により、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等については、公正証書によらなければ、効力が生じないこととなります。

もっとも、主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が保証人となる場合には適用されません。中小企業が事業のために金融機関から借入をする際に、代表者が連帯保証人となる典型的な場合には、改正の影響を受けないことに注意が必要です。

定型約款に関する規定

約款とは、多数取引の画一的処理のため、あらかじめ定型化された契約条項のことをいい、代表的なものとして、普通保険約款、運送約款等が挙げられます。

今回の改正では、定型取引において、以下の①、②のいずれかに該当する場合は、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなすことになり、法的拘束力が明確化されました。

- ①定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき
- ②定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき

ただし、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして信義誠実の原則に反して、相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなされます。

改正法の施行は、一部の例外規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となります。具体的な施行日は平成29年7月時点では未定ですが、平成32年1月1日や平成32年4月1日等が可能性として考えられます。

台風シーズンを迎えますので、防災や安全対策の見直しを図り、万が一に備えておくことも大切です。

2017年9月

お仕事備忘録

1. 今年のシルバーウィークは？

2. 平成29年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

3. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

4. 障害者雇用支援月間

5. 内定式の準備

6. 防災や安全対策の見直し

1. 今年のシルバーウィークは？

今年のシルバーウィークは大きな連休ではありませんが、取引先の休業状況の確認を行い、発注もれによる納期遅れ等がないようにしましょう。また、自社が休業する場合には、事前に取引先等への案内を忘れずに行いましょう。

2. 平成29年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定

今月分から厚生年金保険料が変更になり、0.118%引き上げられて18.300%となります。変更後の保険料は平成29年9月分（10月納付分）から平成30年8月分（9月納付分）まで適用されますので、給与からの控除間違いのないように注意が必要です。

3. 社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

4. 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。平成30年4月には障害者雇用促進法の改正に基づき、新たに精神障害者が障害者雇用率の算定に加わるとともに、民間企業の障害者雇用率が現行の2.0%から2.2%へと引き上げになります。また、将来的には2.3%への引き上げも決定されていますので、雇用する障害者数が障害者雇用率を満たしていない企業は、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

5. 内定式の準備

日本経済団体連合会の採用選考に関する指針に基づき、新卒者の正式な採用内定を10月1日とし、当日に内定式を予定されている企業も多いことでしょう。よって9月の早い時点で当日のスケジュールを検討し、内定者に通知を行うことが求められます。遠方から参加する学生については、宿の手配も必要になり、内定通知書の授与を行う場合はその準備、研修を行う場合は講師への依頼や資料の準備などがあります。是非とも、この内定式を交流の図れる機会としたいものです。

6. 防災や安全対策の見直し

【防災対策】

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- ☐ 大雨で雨もりがしてしまうかも！ 施設や工場等、適宜点検・修理依頼をしましょう。
 - ☐ 万が一が起きてしまう前に！ ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。
 - ・非常時用の医薬品等の準備や使用期限等の確認
 - ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理
- 避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が、9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取組も進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、一部の地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。



2017.9

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れ等のトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。



日	曜	日	六曜	項 目
1	金	大安		
2	土	赤口		
3	日	先勝		
4	月	友引		
5	火	先負		
6	水	仏滅		
7	木	大安	白露	
8	金	赤口		
9	土	先勝		
10	日	友引		
11	月	先負		●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（8月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
12	火	仏滅		
13	水	大安		
14	木	赤口		
15	金	先勝		
16	土	友引		●新卒高校生の採用選考・内定開始
17	日	先負		
18	月	仏滅	敬老の日	
19	火	大安		
20	水	友引		
21	木	先負		●秋の全国交通安全運動（～30日まで）
22	金	仏滅		
23	土	大安	秋分 秋分の日	
24	日	赤口		
25	月	先勝		
26	火	友引		
27	水	先負		
28	木	仏滅		
29	金	大安		
30	土	赤口		●健康保険・厚生年金保険料の支払（8月分）（10月2日期限）